

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和2年 5月15日

令和2年 8月17日改訂

令和2年 9月 4日改訂

令和2年12月 8日改訂

令和3年 3月29日改訂

令和3年12月24日改訂

令和4年 4月20日改訂

1 各校での対応

(1) 基本的な感染症対策

【健康観察の徹底】

① 児童生徒の健康状態の把握

ア 発熱や咳等の症状がある場合

児童生徒に発熱や咳等の症状がある場合には、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止とし、自宅で休養することを徹底させる。ただし、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であり、軽微な症状のある児童生徒の登校については、持病の有無など個別の状況に応じて判断する。

なお、症状が回復し、児童生徒が登校する場合は、特に数日間、当該児童生徒の在校時に体温や咳、喉の痛み等の健康状態を丁寧に把握する。

イ 登校時の健康状態の把握

登校時の健康状態については、家庭において、毎朝体温や健康状態を確認することとしており、学校では、児童生徒から①毎朝の体温、②発熱や咳等の症状の有無、③同居家族の発熱の有無の3点について、始業前に報告させるよう徹底する。

報告にあたっては、「Google クラスルーム」等のアプリや「健康観察カード」などを活用する。

週休日及び祝日における健康状態については、休み明けに確認する。また、週休日及び祝日や長期休業中に部活動や学校行事を行う場合には、当日、顧問や引率教員が健康状態を確認する。

ウ 家庭で体温や健康状態を把握していない児童生徒については、登校時に教職員が検温及び健康観察を行う。

② 教職員の日頃の健康状態の把握

ア 始業前の朝の打ち合わせ等において、その日の教職員の検温結果及び健康状態について管理職が確認する。

- ・ 朝の打ち合わせ等がない場合には、学年・分掌の主任等で教職員の検温結果及び健康状態について確認し、管理職に報告させる。
- ・ 週休日及び祝日の健康状態についても、次回の出勤時に管理職が確認する。
- ・ 非常勤職員については、出勤時に管理職に報告させる。

イ 発熱や咳等の症状があり、自宅で休養していた教職員が回復して出勤する場合には、基本的な感染症対策とともに、昼休みなどでの定期的な検温や咳、喉の痛みなどの症状の有無などを出勤後数日間、管理職が丁寧に健康観察を行う。

③ 登校や出勤後に児童生徒や教職員に発熱や咳等の症状が見られた場合の対応

- ・ 学校で児童生徒に発熱や咳等の症状が見られた場合には、当該児童生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導するとともに、受診を勧める。受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をする。

児童生徒が低年齢や自ら帰宅することが困難な場合は、保護者に迎えを依頼する。その際、児童生徒が帰宅するまでの間は、他の児童生徒と接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなど配慮する。自宅での休養に要した期間は出席停止とし、症状が回復し、児童生徒が登校する場合は、特に数日間、当該児童生徒の在校時に体温や咳、喉の痛み等の健康状態を丁寧に把握する。

- ・ 学校で教職員に発熱や咳等の症状が見られた場合には、ただちに管理職に報告することを徹底するとともに、受診を勧める。特別休暇の取得や在宅勤務の実施により、症状がなくなるまで自宅待機するよう指導する。症状が回復して出勤する場合には、基本的な感染症対策とともに、昼休みなどでの定期的な検温や咳、喉の痛みなどの症状の有無などを出勤後数日間、管理職が丁寧に健康観察を行う。
- ・ 抗原簡易キットは抗原定性検査を簡易かつ迅速に実施するものであり、その特性として、結果をその場で得られること、特に有症状者に対して適切に使用した場合に早期発見のために有用とされている。令和3年度には文部科学省から各学校に対して抗原簡易キットが配布されている。文部科学省ではこの検査キットは、教職員が使用することを基本的に想定しており、児童生徒が登校後に体調不良をきたした場合は、保護者に連絡の上すみやかに帰宅させ医療機関を受診させることが原則であるので、引き続きこの対応を徹底する。そのうえで、すぐに帰宅することが困難な場合や地域の実情により直ちには医療機関を受診できない場合に限るなど、補完的な対応として、小学4年生以上の児童生徒が検査キットを使用することは考えられるとされている。抗原簡易キットの具体的な活用法は「高校等における抗原簡易キットの活用の手引き」「小学校及び中学校等における抗原簡易キットの活用の手引き」を参照する。

【手洗い】

登校時等外から教室に入る時、昼食前後、トイレの後、共用の教材等の使用前後など、こまめな手洗いを指導する。手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗う。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導する。

これらの取組は、児童生徒のみならず、教職員や、学校に出入りする関係者の間でも徹底されるようにする。

【マスクの着用・咳エチケット】

- ① 児童生徒及び教職員は、身体的距離（1メートルを目安に学級内で最大限の間隔を取る）が十分とれないときはマスクを着用する。
- ② 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがある。マスクを外す場合には、できるだけ身体的距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいが、

熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先する。

- ③ 児童生徒本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導する。
- ④ 体育の授業においては、マスクの着用は必要ない。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用する。体育の授業におけるマスクの着用については「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について（文部科学省 令和2年5月21日事務連絡）」を踏まえた対応とする。
- ⑤ マスクの素材等によってマスクの効果に違いがあるため、不織布マスクの着用を推奨する。
- ⑥ フェイスシールドやマウスシールドは、密閉度も不十分であり、マスクに比べ効果が弱いことに留意する。例えば、教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりすることが必要な場合であって、透明マスクの確保等が困難な場合に、フェイスシールドやマウスシールドを活用する際には、身体的距離をとりながら行う。
- ⑦ 咳エチケット（感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえること）を徹底する。
- ⑧ 感覚過敏、発達障がい、皮膚や呼吸器の病気など、さまざまな事情によりマスク等の着用が困難な場合があることを認識し、マスク等を着用していない方への偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等が行われないう、徹底する。

【抵抗力を高める】

抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導する。

【換気などを効果的に行う】

- ① 換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うようにする。常時換気の場合には、廊下側と窓側を対角に開け、窓を開ける幅は10 cmから20 cm程度を目安とし、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫も行う。また、廊下の窓も開けるようにする。気候、天候や教室の配置などにより換気の程度が異なることから、必要に応じて換気方法について学校薬剤師等と相談する。
- ② 換気機能のないエアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、そうしたエアコン使用時においても換気は行う。
- ③ 学校に換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転する。換気設備の換気能力を確認し、必要に応じて、窓開け等による自然換気と併用する。なお、効率的な換気が行えないような汚れがある場合には、換気扇のファン等の清掃を行う。
- ④ 特別支援学校においては、体温調節の難しい児童生徒に配慮した急激な温度変化への留意と換気の徹底を行う。

(2) 日常の清掃・消毒における対策

- ① 使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認する。床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。机、椅子についても、通常は特別な消毒作業は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。トイレや洗面所についても、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、通常は特別な消毒作業の必要はない。
- ② 大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回程度、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能である。なお、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能である。
- ③ 器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導する。
- ④ 清掃活動は、学校内の環境衛生を保つうえで重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをしたうえで行うようにする。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いをを行うよう指導する。

(3) 各教科等の指導における対策

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられる。これらについては、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を十分に行ったうえで慎重に実施する。

- ① 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ② 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ③ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ④ 美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ⑤ 家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ⑥ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(4) 学校行事における対策

- ① 学校行事を実施する際には、まず、目的に鑑み、実施の必要性について十分に検討する。
- ② 集会を実施する場合、放送やオンラインを活用して教室で実施することも検討する。
- ③ 体育館のような広く天井の高い部屋や、エアコンを使用している部屋であっても、換気に努める。
- ④ 接触感染を防ぐために、体育館等への入場前後に児童生徒や教職員は、手洗いや手指の消毒を行う。
- ⑤ 行事等の内容を精選し、時間の短縮を図る。
- ⑥ 会話は最小限に控え、可能な限り対面での会話を避ける。

- ⑦ 歌唱や発声を伴う活動は感染症対策を行ったうえで実施することを検討する。
- ⑧ 共用の机、パイプ椅子等を並べて使用する場合は、使用前後に手洗いをを行うよう指導する。
- ⑨ 学校行事に外部からの来場者がある場合、入口で検温を行うとともに、連絡できるように連絡先を把握することなどを行う。把握した情報の管理を徹底する。
- ⑩ 修学旅行については、児童生徒や保護者に安心できるものとなるよう、旅行業者や PTA 役員等と連携し、感染症対策を徹底するとともに、保護者説明会などをおして安全面に関する対応について丁寧に説明する。また、一般社団法人日本旅行業協会が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（令和3年11月22日、第5版）」等を参考にしつつ、旅行業者等と連携して、それぞれの実情に応じて対応する。なお、必要に応じて、高等学校は高校教育課、特別支援学校は特別支援教育課と相談する。
- ⑪ 海外への修学旅行や研修旅行については、行先の感染症危険レベルが「レベル2（不要不急の渡航は止めてください）」（外務省）以上の場合、オンラインでの交流に切り替える等の見直しを行う。

（5）給食等の食事をとる際の対応

学校給食を実施するに当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底する。給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとる。

また、児童生徒全員の食事の前後の手洗いを徹底する。会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えることなどについて指導する。また、配膳後すぐに食べない食事にはラップ等かける。

同様に、高等学校等で弁当を持参する場合や、教職員の食事の場面においても、児童生徒同士での昼食や、教職員が同室で昼食をとった場面での感染が疑われる事例も生じていることを踏まえて、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を工夫する。食事後の歓談時には必ずマスクを着用する。

なお、給食後等に、学校で歯磨きや洗口を行う場合は、飛沫が飛び散らないよう、注意しながら行うとともに、児童生徒がお互いに距離を確保し、間隔を空けて換気の良い環境で行うよう指導する。

（6）特別支援学校における対応

特別支援学校では、文部科学省「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組について（令和2年6月19日）」を参考に、児童生徒の障がいの種類や程度、学校の実情に応じて感染防止対策を講ずる。地域の感染状況によっては、令和2年7月31日付け「県立学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応について（通知）」の別紙3「レベル2になった場合の特別支援学校での教育活動について」に基づいた対応をとる。

2 登下校時の対策

(1) 登下校に係る留意事項

- ① 公共交通機関を利用する際、大声でしゃべらない、マスクを着用する、帰宅後（または学校到着後）は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らないなどの基本的対策を行うほか、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用するよう指導する。
- ② 近鉄主要駅や本数の少ない支線を利用する学校においては、感染拡大の状況によっては、学校間で始業時刻を調整するなど、登下校時間帯を分散させる。
- ③ 登下校時のバスで3密の状況が生じる可能性のある学校には、臨時バスを増便して対応する。

(2) 特別支援学校におけるスクールバス利用時における留意事項

通常の感染防止対策に加えて、児童生徒の安全確保のため個別に必要な配慮や添乗する職員の感染症対策への一層の留意が必要なことから以下の点に留意する。

- ① 乗車前に健康観察表を確認したり、数日前に発熱や咳等の症状や体調不良がみられた児童生徒の検温を行うなどの健康観察を行う。体調の優れない児童生徒は乗車を見合わせる。
- ② 乗車前に手指消毒を行いマスクの着用を確認する。
- ③ 児童生徒が触れる箇所を限定したりするため、座席を指定席にし、可能であれば座席の間隔を開けて座らせる。
- ④ 添乗する職員も乗車前に検温等の健康確認、手指消毒、マスクの着用を行う。
- ⑤ 添乗する職員は介助毎に手指消毒を行う。
- ⑥ 走行中においても、特に低学年や知的障がいのある児童生徒の安全に配慮するとともに気候に留意し、可能な場合は窓を開けて換気を行う。
学校では、登校時のバス到着後から下校時のバス発車までの間は、窓を開け、換気を行う。
- ⑦ 保護者等が一定の場所で待機する場合、密集しないよう距離を保ちながら待機するよう要請する。
- ⑧ 下校時には、スクールバスまでの昇降口の周辺が密集しないよう、児童生徒が教室を出る時刻をずらすなどの工夫を行う。
- ⑨ 保護者対応や放課後等デイサービス職員との引継ぎ等で時間がかかる場合には、密集を避けるため、玄関外やホール等の別の広い場所へ移動して行う。
- ⑩ 登校中や登校後に体調不良になった児童生徒を保護者が迎えに来るまでの対応者、待機教室、使用するトイレ、下校までの動線等を予め決めておく。

3 学校において感染者等が発生した場合の対応

次の場合は速やかに学校へ連絡をするよう保護者、児童生徒及び教職員に周知する。

- (1) 児童生徒または教職員が感染者となった場合
 - (2) 児童生徒または教職員が濃厚接触者となった場合
 - (3) 児童生徒または教職員の同居家族が濃厚接触者や行政検査の対象となった場合
- なお、高等学校は(1)の場合のみ高校教育課及び保健体育課へ、特別支援学校は(1)(2)(3)すべて、特別支援教育課及び保健体育課へ、聞き取り票を提出する。

(1) 児童生徒または教職員が感染者となった場合

① 教育活動の決定に係る対応（参照：令和4年3月30日付け「オミクロン株が主流である間の県立学校の対応について」）

ア 高等学校における対応

校長は、聞き取り票に基づき、学校教育活動における行動履歴等について、感染者及び感染者の関係者への聞き取りを行い以下の対応を行う。また、学校医、薬剤師に感染者が発生したことを報告し、必要に応じて健康観察や出席停止、消毒等への助言を受ける。

(ア) 聞き取り票①②（※1）の項目の該当者がいない場合の対応

感染者が1人で、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者がいない場合や、感染可能期間に感染者が登校していない場合には、教育活動を通常どおり継続する。ただし、次の場合、濃厚接触者の特定、校内における感染拡大のリスクや臨時休業について保健所に相談する。

- ・ 同一の学級において複数の児童生徒の感染が判明した場合
- ・ 感染者が1人であっても、感染者と同一のクラスや部活動など、周囲において未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ・ 修学旅行等の宿泊を伴う教育活動において感染者が発生した場合

(イ) 聞き取り票①②の項目の該当者がいる場合の対応

保健所に学校内で聞き取った内容を伝え、濃厚接触者の特定、校内における感染拡大のリスクや臨時休業について相談する。保健所の求めに応じて名簿や座席表等を作成し、提出する。

臨時休業に係る事項については、当該校において、感染者の感染経路や他の生徒との関わり、健康観察の結果をふまえ、臨時休業の要否、対象、期間について、保健所や学校医に相談のうえ、保健体育課に連絡し、県教育委員会は当該校と協議のうえ決定する。

(※1) 聞き取り票①②の項目の該当者は以下のとおり。

①感染症対策を行わずに飲食を共にした者

例) 飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応をせず飲食を共にした者

例) 飲食前後にマスクを着用せず歓談していた者

②マスクなしで接触し、感染者の飛沫に直接接触した可能性がある者

例) 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合も含む）

例) 手が触れることのできる距離で（目安として1メートル）で、正しいマスクの着用なしで、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）

イ 特別支援学校における教育活動の決定に係る対応

校長は、聞き取り票に基づき、学校教育活動における行動履歴等について、感染者及び感染者の関係者への聞き取りを行う。行動履歴については、発熱等の新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある場合は症状が現れた日の2日前から、症状がない場合は検体を採取した日の2日前から、入院あるいは自宅等に待機を開始したまでの間（感染可能期間）について、学校内での活動範囲や接触者を把握し、記録する。

保健所による感染者の行動履歴の把握や濃厚接触者の特定にかかる調査がなされることから、これに協力し、学校医、薬剤師に感染者が発生したことを報告し、必要に応じて健康観察や出席停止、消毒等への助言を受ける。

臨時休業に係る事項については、当該校において、感染者の感染経路や他の生徒との関わり、健康観察の結果をふまえ、臨時休業の要否、対象、期間について、保健所や学校医に相談のうえ、保健体育課に連絡し、県教育委員会は当該校と協議のうえ決定する。

② 感染者の登校等の取扱い

校長は、児童生徒の感染が確認された場合、当該児童生徒を学校保健安全法第19条に基づく出席停止とする。

教職員については、特別休暇等の取得により出勤させない扱いとする。期間については保健所または医療機関の指示をふまえ決定する。

③ 感染症対策を行わずに感染者と接触した児童生徒への対応

学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触）があった者のうち、感染症対策を行わずに飲食等を共にした者等について、濃厚接触者の特定がされない場合においても、学校保健安全法第19条による出席停止とすることも可能とする。

④ 児童生徒及び保護者への連絡

全校児童生徒及び保護者に対しては、感染者が発生したこと、臨時休業をする場合については対象と期間、学習方法、プライバシー保護や人権への配慮について連絡する。なお、感染者の状況を説明する際には、感染者の意向を確認し対応することとし、特に児童生徒が感染した場合には、保護者の意向も確認したうえで必要な配慮を行うこととする。

⑤ 児童生徒または教職員の感染が判明した場合の学校名の公表

感染者に係る情報については、県の新型コロナウイルス感染症対策本部において、個人情報に配慮したうえで、県民の不安解消、感染症に備えるために必要な情報を発表することとされており、感染者が確認された学校名についても、感染症対策本部の方針をふまえて対応する。

このため、校長は、児童生徒または教職員に感染者が確認された場合は、当該児童生徒と保護者、当該教職員、PTA 役員に学校名を公表することについて事前に説明する。

学校で感染者または濃厚接触者が確認された際には、差別やいじめにつながるような、学校全体で感染者の人権に配慮しつつ、正確な情報を児童生徒に伝えるとともに、感染症に対する正しい知識や人権への配慮等について一層の指導を行う。

県教育委員会では、感染者が確認された学校について、ネットパトロールによる検索を強化し、児童生徒や学校にかかわる書き込みを確認した場合は迅速に当該校に共有する。

⑥ 消毒の実施

学校は、保健所及び学校薬剤師等と相談して消毒を行うが、必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノール、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離塩素濃度 25ppm（25 mg/L）以上の亜塩素酸水消毒液により消毒する。なお、トイレについて、感染者が使用したと考えられる場合は、消毒用エタノール、0.1%の次亜塩素酸ナ

トリウム消毒液又は遊離塩素濃度 100ppm (100 mg/L) 以上の亜塩素酸水消毒液により消毒する。

⑦ 臨時休業中の部活動や課外活動の実施

臨時休業中は、部活動や補習などの課外活動についても中止する。ただし、部活動の公式大会や進路決定に関わる教育活動などについては、学校医と相談のうえ、教育委員会と協議して参加について決定する。この場合、参加する児童生徒や教職員は濃厚接触者でない者に限る。

(2) 児童生徒または教職員が濃厚接触者となった場合

校長は、児童生徒が濃厚接触者に特定された場合には、当該児童生徒を学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止とする。期間については、濃厚接触者として待機を求められている期間(※2)とする。

教職員については、特別休暇等の取得により出勤させない扱いとする。期間については保健所または医療機関の指示をふまえ決定する。

なお、特別支援学校において、幼児児童生徒に必要な教育等が提供されるための緊急的な対応として、濃厚接触者となった教職員が、待機期間中においても、一定の条件の下、出勤を可能とする取扱いができるため、必要に応じて判断する。

(※2) 特定された濃厚接触者の待機期間は、当該感染者の発症日(当該感染者が無症状(無症状病原体保有者)の場合は検体採取日)または当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を 0 日目として、7 日間(8 日目解除)とするが、4 日目及び 5 日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、5 日目から解除を可能とする。

(3) 児童生徒または教職員の同居家族が濃厚接触者や行政検査の対象者となった場合

① 児童生徒の同居家族が濃厚接触者や行政検査の対象者となった場合の対応

- ・ 当該同居家族が発熱や咳等の症状がある場合には新型コロナウイルス感染症に係る検査が実施されることから、同居家族の陰性が確認されるまで当該児童生徒は自宅で待機することを依頼する。
- ・ 児童生徒が自宅で待機することとなった際の出席の取扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしない。

② 教職員の同居家族が濃厚接触者や行政検査の対象者となった場合の対応

- ・ ただちに管理職に報告することを徹底するとともに、当該同居家族が発熱や咳等の症状がある場合においては、特別休暇の取得や在宅勤務の実施により、同居家族の陰性が確認されるまで自宅待機するよう指導する。

4 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒への対応

令和 4 年 4 月 1 日付文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」を基本としつつ、学校において医療

的ケアを実施する際は、以下の事項について留意する。

(1) 登校の判断

- ・ 保護者から登校の可否に係る健康状態等を確認するとともに、必要に応じて、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談のうえ、個別に登校の判断をする。
- ・ 医療的ケアを必要とする児童生徒（医療的ケア児）の登校にあたって、学校は事前に受入れ体制などを学校医・医療的ケア指導医に相談する。

(2) 医療的ケアの実施にあたっての注意事項

- ・ 「1ケア1手洗いまたは手指消毒」、「ケア前後の手洗いまたは手指消毒」を基本とするとともに使い捨てゴム手袋の使用を徹底する。
- ・ 医療的ケアの開始時と終了時に、液体石けんと流水による手洗いまたはアルコールを含んだ手指消毒薬による手指消毒を実施する。
- ・ 医療的ケアの開始時に、手洗いまたは手指消毒をした後は、自身の顔（目・鼻・口）や髪などに触らないように注意する。また、医療的ケアの終了後に、手洗いまたは手指消毒をする前に、自身の顔（目・鼻・口）や髪などを触らないように注意する。
- ・ 給食前に、給食の介助を行う教職員及び児童生徒に対し、液体石けんと流水による手洗い等の実施を徹底させる。
- ・ 児童生徒と長時間密接しすぎないように、安全に配慮しつつ適切な距離を保つことを意識したケアに取り組む。
- ・ 吸引器、加湿器、カート等共用する物品の消毒を徹底する。
- ・ 本人の体調観察を行い、体調不良、発熱等の早期発見、早期対応を行う。

5 特別支援学校における給食に係る対応

(1) 学校給食従事者（調理員・配膳員等）について

学校給食衛生管理基準に基づいた衛生管理・健康管理を徹底するとともに、以下の事項についても留意する。

- ① 検温を含む健康状態の確認及び記録を毎日行う。
- ② 休憩する場所は、3密にならない対策（部屋の換気、向かい合わせにならない食事、マスクを着用した会話等）を行う。また、熱中症のリスク等でマスクを外す場合は、食品及び食器具や、他の職員との身体的距離を十分保つ。

(2) 児童生徒及び教職員について

配膳や食事、歯磨き及び洗口の際の感染リスクを低減するための指導を行うとともに、補助や介助を行う教職員自身の感染防止に十分留意する。

- ・ できるだけ側面から補助・介助を行う。
- ・ 補助・介助の開始、交代および終了時には、その都度手洗いまたは、手指消毒を行う。
- ・ 必要に応じて、使い捨て手袋やフェイスシールド等を活用する。

① 準備

- ・ 可能な限り配膳を予め教職員が行い、児童生徒が配膳を行う場合は、教職員が配膳係の児童生徒の手洗いやマスク着用を確認する。

- ・ 配膳、給食前に、給食の介助を行う教職員及び当該児童生徒に対し、石けんと流水による手洗い等の実施を徹底させる。
 - ・ 食堂（ランチルーム）で配膳台に並ぶ際や下膳の際に、間隔を空けて並ぶよう指導する。
- ② 食事中
- ・ 学年や学部等で時間差を設けた喫食を実施する。
 - ・ 食堂（ランチルーム）に加え、普通教室や空き教室等を活用するとともに、食事場所の換気を徹底する。

6 海外から帰国・再入国した児童生徒への対応

政府の水際対策の取組として一定期間自宅等での待機の要請の対象となっている児童生徒は、当該待機の期間を経ていることを確認したうえで、健康状態に問題がなければ登校を認めるものとする。

7 県外出身生徒が帰省・来県する際の対応

(1) 帰省するとき

- ① 帰省先の感染状況や移動に関する方針等について確認し、生徒に伝える。
- ② 生徒が保護者とともに話し合った帰省の時期や方法、期間について聞き取り、往復、帰省先での生活も含めて、感染防止に努めるよう指導する。

(2) 来県するとき

- ① 来県する3日前から、家庭において、毎朝の体温、発熱や咳等の症状の有無、同居家族の発熱の有無の3点について確認させ、来県する前に電話やメール等で担任に報告させる。
- ② 本人に発熱や咳等の症状がある場合には、帰省先で休養させる。
- ③ 帰省先の感染状況を踏まえて必要な感染症対策を徹底させ、移動するように指導する。

(3) 来県後

他の生徒と同様に、毎朝の検温や発熱や咳等の症状の健康状況を登校時に確認することに加えて、在校時の体調について、担任や部活動の顧問が確認する。

8 感染者や濃厚接触者、医療従事者等への偏見や差別、不確かな情報やデマへの対応

学校関係者に感染が確認された場合には、感染者や濃厚接触者である児童生徒が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならないよう、次のことに取り組む。

- (1) 感染は自身や大切な家族にも起こりうることで、決して他人事ではないことを踏まえ、個人への偏見や差別につながる行為、人権侵害や誹謗中傷等は断じて許されないことを指導する。

(参考)

- 人権学習指導資料「なくそう！ 新型コロナウイルス感染症に係る偏見、いじめ・差別」（三重県教育委員会、令和2年5月発行）

○人権学習指導資料「考えよう！ 新型コロナウイルスに感染したときのこと」
(三重県教育委員会、令和2年9月発行)

- (2) SNS等での不確かな情報や根拠のないデマ等に惑わされることなく、確かな情報に基づき行動できるよう、情報モラル教育を徹底する。
- (3) 学校において感染者が発生した場合や学校の臨時休業を行う場合などに行う地域住民や保護者等への情報提供については、十分に感染者等の個人情報の保護に配慮するとともに、そうした情報が差別や偏見につながらないように慎重に対応する。

9 新型コロナワクチンについて

- (1) 予防接種はあくまで本人の意思や保護者の同意に基づき受けるべきこと、また、身体的な理由や様々な理由によって接種することができない人や接種を望まない人もいることに鑑み、接種を受ける又は受けないことによる差別やいじめなどが起きることのないよう指導する。

なお、指導にあたっては、5歳以上11歳以下の子どもに対する接種については予防接種法上の努力義務規定の適用が除外されていることに留意する。

(参考)

○人権学習指導資料「知っておこう！新型コロナワクチン接種に関すること」
(三重県教育委員会、令和3年8月発行)

○新型コロナワクチンについて知ろう！

(三重県医療保健部感染症対策課、令和3年11月発行)

- (2) 医療機関等学校外において実習を行う場合など、何らかの理由で生徒等の予防接種歴を把握する必要がある場合には、情報を把握する目的を明確にし、本人や保護者の同意を得たうえで、他の生徒等に知られることのないよう把握方法を工夫するなど個人情報としての取扱いに十分留意する。

10 児童生徒一人ひとりに寄り添った対応

- (1) 教職員は、新型コロナウイルス感染症に関して、様々な状況や不安、悩みを抱えている児童生徒がいることを認識し、日々の指導や教育活動を行う。

- (2) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒について、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能とする。

感染者や濃厚接触者等として特定された児童生徒、感染不安により登校を控えた児童生徒については、電話等により本人及び保護者と連絡を密にとり、児童生徒の状況を把握し、教職員間で適切に共有する。また、状況に応じて可能な限

り、オンライン授業の実施や課題の配信、学習課題の提供等により、児童生徒の学習を支援する。

- (3) 臨時休業、感染者、濃厚接触者となり登校を控え、その後登校した児童生徒については、学習や友人関係等について不安を抱えることが想定されることから、担任を中心に養護教諭等と連携し、ホームルームや休み時間等に丁寧な観察や見守りを行うとともに、専門的支援が必要な場合は、スクールカウンセラー等とも連携し、一人ひとりに寄り添った対応をする。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯に対して、学習を継続する支援として、高校生等奨学給付金、高等学校等修学奨学金、特別支援教育就学奨励費など、必要な情報を提供し、適切に対応する。

11 部活動

(1) 感染予防対策

- ① 部活動の実施にあたっては、児童生徒の健康状態を確認し、発熱や咳等の症状がある場合は部活動の参加を見合わせるよう指導する。週休日及び祝日や長期休業中に部活動を行う場合は、当日、顧問や引率教員が健康状態を確認する。
- ② 顧問や部活動指導員は、生徒の健康・安全の確保のため、活動内容ができる限り感染リスクが低くなるよう指導する。
- ③ 活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠するとともに、実施内容等に十分留意する。
- ④ 活動場所については、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましい。ただし、気温が高い日などは、熱中症に注意する。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や手洗い、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底する。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とする。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避ける。
- ⑤ 用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしない。
- ⑥ 手や汗を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとし、共用しない。
- ⑦ 活動時を含め水分補給の際に回し飲みはしない。
- ⑧ 部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避ける。また、食事の際の感染症対策や食事後はマスクを着用することを徹底する。
- ⑨ 大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時等のもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、教職員の感染拡大を防止するための対策を講じる。
- ⑩ 練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教職員のみで行うのではなく、学校としての責任をもって、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じる。

(2) 県内外での宿泊を伴う活動や学校外での活動

県内外での宿泊を伴う活動や学校外での活動については、地域の感染状況を確認したうえで、活動する地域や時期の変更も検討し、慎重に判断すること。

実施する場合には、以下に例示する感染予防対策を徹底するとともに、中央競技団体が示したガイドラインを遵守すること。

(感染予防対策)

- ① 活動前から参加者の体温・発熱や咳等の症状の有無を把握し、参加できる状態を確認する。
- ② 合宿や遠征期間中は、起床後、就寝前に必ず検温等の健康チェックを行い、生徒の体調管理の徹底を図る。
- ③ 活動場所までの移動については、マスクを着用するとともに、不特定多数の人との密集は徹底して避けるため、混雑した時間帯を避け、ゆとりを持った行程とする。また、乗車時には会話は極力控える。
- ④ 手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ち（1日1枚）として、共用しない。
- ⑤ 活動時を含め水分補給の際に回し飲みはしない。
- ⑥ 食事はビュッフェ形式や複数での鍋料理を避け、一人ずつのセットメニューでの提供を宿舍等に依頼する。
- ⑦ 入浴では生徒同士が密集しないように計画的に行い、入浴中は対人距離を確保するとともに、浴室、浴槽内における会話は控える。
- ⑧ 宿泊する部屋では、周囲と十分に距離が保てるよう、一部屋あたりの人数について配慮し、一定時間ごとに部屋の窓を開けて換気する。
- ⑨ 抵抗力を高めるため「十分な睡眠」をとり、翌日に疲労を残さない。
- ⑩ 発熱や咳等の症状など体調不良が発生した場合には、すぐに対応できるよう医療機関と連携しておく。
- ⑪ 利用する体育施設及び宿泊施設等については、必要に応じこまめに消毒を行うとともに、手洗いや手指消毒を徹底する。
- ⑫ 不特定の人との接触をさけるために、外出は必要最小限とする。

12 寮、寄宿舎、下宿における感染症対策

感染症対策は、県が設置する寮、寄宿舎については校長が行い、下宿については、校長が下宿の管理者に感染症対策を要請し、その様子を確認する。

(1) 寮、寄宿舎、下宿における対応

- ・ 前項までの感染症対策を参照するとともに、一般社団法人日本旅館協会が作成した「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（令和2年5月14日公表、令和3年11月22日第2版一部改訂）」も参考に、施設の規模や入寮している児童生徒数などの実情を踏まえた対応を行う。
- ・ 毎日の対応として、管理者および居住者は1日1回以上体温測定と体調チェックを行い、その結果を記録・保管する。

(2) 共用スペース等における感染症対策

① 基本的な考え方

- ・ 飛沫感染を避けるため、共用スペースを利用する際および自室以外の居室を訪れる際はマスクを着用する。ただし、居室内でも常時マスク着用を求めることは現実的ではないため、咳エチケットの徹底と近距離での大声での会話を避ける。
- ・ 換気をこまめに行い、窓や換気装置のない場所では扇風機やサーキュレー

ターなどで空気の流れを作る。

② 食堂

- ・ 食卓は座席の間隔をあけ、向かい合って着席しないように工夫する。その際、座席の間隔は、机や床に印をつけるなどして視覚的にわかるようにすることが望ましい。
- ・ ビュッフェ形式は避けることが望ましいが、やむを得ない場合は、料理を取る前のアルコールによる手指衛生の徹底、マスクの着用、料理のそばでの会話の禁止を徹底する。
- ・ 食事時間終了後は、机、配膳台、下膳台、電子レンジや冷蔵庫の取っ手、食堂のドアノブなど複数人が触った場所を消毒する。

③ 浴室

- ・ 脱衣所、浴室内で、大声で話さないように注意する。
- ・ 浴室・浴槽は通常どおりに清掃を行い、脱衣所の複数人が触った場所は消毒する。

④ トイレ

- ・ 使用後は必ず流水・石けんでの手洗いを行い、手を拭くタオルは共用とせず、個人のタオルや、ペーパータオルを使用する。
- ・ 定期的にドアノブや便器の接触面、トイレレバー、蛇口ハンドルなど複数人が触った場所を消毒する。

⑤ その他

- ・ その他の共用設備(給水機、自動販売機など)や下駄箱、ドアノブなど複数人が頻繁に触る部分は定期的な(1日数回)消毒を行う。
- ・ 生徒等が自ら作業できるよう消毒液や拭き取りペーパーを備え付ける。

(3) 感染者や濃厚接触者等が発生した場合及び発熱や咳等の症状が見られた場合の対応

- ・ 他の児童生徒との接触を避けるため、個室で過ごすようにする。
- ・ できるだけ早く保護者に迎えに来てもらうなどの対応をとり、医療機関における受診や自宅での静養ができるよう保護者と連携する。
- ・ 感染者と同室である者については、検査結果の判明や保健所等からの連絡を受けるまでの間においても、自主的な対策として個室で過ごし、共用スペースを使用する場合は、他の児童生徒と使用時間をさける等の対応をとる。
- ・ 発熱や咳等の症状がみられた場合には、仮にすぐにおさまったとしても、症状軽快後3日程度を経過するまでは、感染症対策を一層徹底する。また、体調不良者が同時に複数以上(例えば3名以上)発生した場合には、学校医または医療機関に相談する。

(4) 県外生徒が帰省する場合及び再び寮に戻る場合は、「7 県外出身生徒が帰省・来県する際の対応」と同様に対応を行う。